

〈高山労基署だより〉

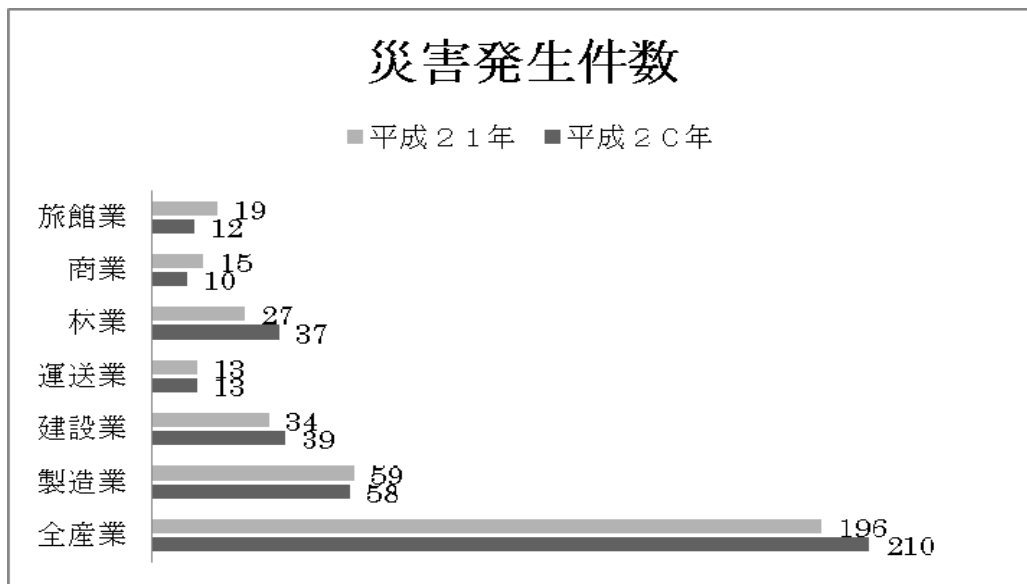
平成22年2月号

年末からの度重なる寒波の襲来で、暖冬の予想にもかかわらず、思わぬ大雪となってしまいました。ここ2年ほどは雪が少なく、雪かき、雪下ろしも久しぶりだという方が多いのではないのでしょうか。雪またじに関わっての屋根等からの転落や凍結路面での転倒などに十分注意をお願いしたいと思います。

この「労基署だより」も第3号となりました。先般、岐阜新聞さんでご紹介をいただき、お問い合わせもいただくようになりました。送付先の拡大をとのご要望も承っておりますが、何分にも現在は FAX での送付としておりますので、大幅な拡大はできない状況です。この「労基署だより」については、岐阜労働局のホームページから「労働基準監督署のご案内」「高山労働基準監督署」「最新情報」「高山労基署だより」と辿っていただくと掲載いたしておりますので、団体の会員の皆様などへの配布については、これをご利用していただければと考えております。

< 災害は小幅に減少 >

平成21年の当署管内の労働災害発生状況(速報値)がまとまりました。



休業4日以上の災害は、グラフの通り、全産業で196件となり、前年に比較して14件、6.7%の減少となりました。業種別では、建設業、林業では減少していますが、製造業、運送業では前年並み、商業、旅館業では増加しています。

また、岐阜県全体の災害発生状況を見ると、全産業でマイナス18.5%と大幅な減少となっており、高山署管内の災害の減少率は、県内7署の中で最も小さくなっています。

労働災害の減少については、これまで積み重ねてきた関係各位の労働災害防止に対する取組みが効果を発揮しているものと思われませんが、世界的な不況の影響により、経済活動が低調で、就業者数、総労働時間数も減少していると考えられ、労働災害も大幅な減少が見込まれる状況にありながら、当署においては、小幅な減少に止まったことについて、その原因の分析と今後の対策について検討し、平成22年度の当署の行政運営に反映していくこととしております。

なお、労働災害発生件数の「確定値」については、3月までに報告のあったものを取りまとめるため、4月以降に発表する予定となっております。

< 賃金不払いで送検 >

1月20日に、労働基準法違反(賃金不払い)の疑いで、白川村の食料品製造販売業の男A(72歳)及び経理を担当していた共同出資者の男B(73歳)を岐阜地方検察庁へ書類送検いたしました。

容疑の概要は、雇用する労働者3名に対する平成19年8月21日から平成20年6月20日までの賃金総額約850万円を、所定支払日である毎月28日に支払わなかったものです。

当署では、賃金不払いの情報を受けて調査し、支払いに向けての指導を行ってきましたが、是正されないため、事件として送検を行いました。

賃金の支払いなど、労働基準法、最低賃金法に定められた規定については、違反した場合、罰則が科せられることとなっており、定められた賃金を、所定期日に支払わないことは、「犯罪」であることを十分理解していただきたいと思います。

現在も、当署においては、労働者からの申告あるいは情報提供を元に調査した結果、賃金の未払いが判明し、賃金の支払いに向け是正指導を行っている事案があり、これらについても是正状況によっては、同様に送検処分とすることとしています。

< 過重労働による健康障害の防止についての研修会 >

2月18日に、飛騨・世界生活文化センターにおいて、過重労働による健康障害防止のための研修会を開催いたします。

リーマンショックに端を発する世界同時不況により、ほとんどの企業では、売上の大幅な減少により、生産活動等の縮小を余儀なくされていましたが、エコポイント制度等の政府の景気刺激策や中国向けの輸出拡大などにより、事業場によっては昨年夏以降売上の回復が見られるようです。労働者一人当たりの残業時間数は、毎月勤労統計調査によれば、一昨年10月以降大幅に減少していましたが、これも減少幅の縮小へと動いています。企業を訪問しますと、一昨年末からの非正規労働者を中心とする雇用調整により、人員が減少した中で、生産等の回復に対応するためには、新たに雇用したり、派遣契約を締結することには踏み切れないため、現状の人員のままで残業時間の増加により対応するとの動きが見られます。今後、過重労働による健康障害やメンタルヘルスの不全への懸念が生じてくる中、事業場における対策の充実が求められます。

今般の研修会では、労働時間の管理、過重労働により健康に障害が生じることの防止対策等について当署担当官からご説明申しあげますほか、事業場におけるメンタルヘルス対策について、須田病院院長の加藤先生から講演をいただくこととしております。事業場の皆様には、後日改めてご案内いたしますので、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

< はつらつ職場づくり宣言登録事業場 >

岐阜労働局、岐阜県労働基準協会連合会で構成する「はつらつ職場づくり推進会議」が取り組んでいます「はつらつ職場づくり宣言事業場登録制度」については、労基署だより第1号(21年12月)でご紹介いたしましたが、平成22年1月に、下呂市の東京ファブリック化工株式会社様が、新たに宣言事業場として登録されました。

これで、当署管内の登録事業場は、7社となりました。厳しい経済情勢を乗り切るためにも、経営者、労働者が一体となって、はつらつとして働ける職場を作っていくことは重要です。ともすれば沈滞しがちな空気をはねのける為にも、管内事業場の皆様には、是非とも取り組んでいただきたいと考えております。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6

電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274